

府中市市民協働の推進に関する基本方針  
(改定案)

令和3年7月

はじめに(市長挨拶)

# 目次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的.....  | 1  |
| 1 基本方針改定の経緯 .....              | 1  |
| 2 基本方針を定める目的.....              | 1  |
| 第2章 協働とは.....                  | 2  |
| 1 協働の定義.....                   | 2  |
| 2 用語の定義.....                   | 2  |
| 3 中間支援組織の役割 .....              | 2  |
| 4 協働の主体.....                   | 2  |
| 5 協働の原則.....                   | 3  |
| 6 各主体の特性と役割分担 .....            | 4  |
| 7 協働の主な効果.....                 | 5  |
| 第3章 本市が目指す協働の姿 .....           | 7  |
| 1 市との協働に適している事業.....           | 8  |
| 2 市との協働の形態 .....               | 8  |
| 3 様々な主体間の協働の進め方.....           | 9  |
| 第4章 今後の協働の方向性.....             | 11 |
| 1 市民協働に関する効果的な意識啓発 .....       | 11 |
| 2 職員研修の充実.....                 | 11 |
| 3 協働の拠点としての市民活動センターの活用 .....   | 11 |
| 4 事業者・教育機関・NPO等の多様な主体との連携..... | 12 |
| 5 協働を促進する環境の整備.....            | 12 |
| 6 コーディネート機能の拡充.....            | 13 |

## 第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的

### 1 基本方針改定の経緯



### 2 基本方針を定める目的

市民等と市をはじめとする各主体同士が協働して課題解決にあたるため、協働関係を築くうえでの基本的な事項を定め、府中市市民協働都市宣言に掲げるお互いの信頼関係のもとに協力し合い支え合うまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

## 第2章 協働とは

### 1 協働の定義

本市において「協働」とは、「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」と定義します。なお、政治活動及び宗教活動を主たる目的とするもの、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またはこれらに反することを目的とするものを除きます。

### 2 用語の定義

(1) この方針において「市民等」とは、「4 協働の主体」に掲げる市民、各活動団体及びこれらに類するものをいいます。

(2) この方針において「協働事業」とは、市と市民等、または市民等同士が「5 協働の原則」に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいいます。

(3) この方針において「中間支援組織」とは、市と市民等、または市民等同士を相互に媒介し、市民等の自主的な課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、人材育成と研修、情報収集と提供、相談とコーディネート、活動支援と助成、調査研究または政策提言等のいずれかの機能を有する組織を言います。

### 3 中間支援組織の役割

中間支援組織は、市や市民等との間にあって、市及び市民等に対して、相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウの提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、他方で、市に対しては、市民等の立場を踏まえて政策提言等を行う役割を有します。

市民、NPO、自治会・町内会等を媒介・ネットワーク化しつつ情報の交流のための場を創るには、中間支援組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが期待されます。

中間支援組織としては、市民活動センター、文化センター圏域ごとのコミュニティ協議会、社会福祉協議会等のほか、「2 用語の定義 (3) 中間支援組織」に記載のいずれかの機能を持つ活動団体も含まれます。

### 4 協働の主体

まちづくりに関わる地域の多様な主体が、協働の主体となりえます。本市では、協働の主体を次のとおり位置づけます。

ア 市民（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）

イ 各活動団体

(ア) 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会

等)

(イ) 目的型活動団体 (NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等)

(ウ) 教育機関 (小・中学校、高等学校、専門学校、大学等)

(エ) 事業者 (企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等)

ウ 市

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、市も主体の一つとして位置付けます。

## 5 協働の原則

協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を尊重して進める必要があります。

### (1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識します。

### (2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組みます。

### (3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築きます。

### (4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民等が自立して活動できるよう、取組を進めます。

### (5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証します。

### (6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開します。

## 6 各主体の特性と役割分担

本市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、改めて本市の特徴やまちづくりにおける役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。その上で、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。また、既存の協働の形に捉われず、官民連携や共創・協創にも積極的に取り組むことで、さらに効果的な協働によるまちづくりが可能となります。

### ア 市民

協働によるまちづくりは一人からでも参加できます。このため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的に関わり、自らの暮らしをより良いものとするのが期待されます。また、実際に活動することに限らず、市民一人ひとりがまちへ興味を持ち、活動している市民等を受容することも、市民ができる協働の一つです。

### イ 地縁型活動団体

自治会・町内会は、地域社会において、近隣住民間の親睦を深め、様々な問題に対処するなど、地域づくり・まちづくりに寄与してきました。特に本市では、各文化センター圏域に組織されたコミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に関する地域課題が増えているため、地縁型活動団体との協働では、これらの課題に対し、地域住民の声を反映し、地域住民と一緒に解決に向けて取り組むことが可能です。

### ウ 目的型活動団体

本市には、福祉・環境・教育等、様々なテーマを持って活動するNPO・ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性、先駆性、専門性、機動性等をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。目的型活動団体との協働では、それぞれの団体が持つ専門性などの特性をいかして、ますます複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて迅速に取り組むことが可能です。

### エ 教育機関

市内には、高等学校や、国立大学など様々な教育機関があり、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んに行われ、地域の活性化に寄与しています。また、SDGsの達成など複雑化・多様化する地域課題の解決に当たり、教育機関との

協働では、これら教育機関の有する専門的知識や施設等の資源の活用が期待されます。

#### オ 事業者

事業者は、近年、「企業市民」と言われるようになるなど、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。また、SDGsの浸透により、事業者が、社会貢献活動や公益活動を自らの責務と捉える傾向が加速しています。地域課題を迅速かつ的確に解決するため、事業者との協働では、専門的技術や知識のほか、マーケティング力や情報発信力など、事業者が有する様々な資源の活用が期待されます。

#### カ 市

市は、市民等が抱える課題を把握できるという特性を生かし、その課題を明確にし、適切に市民等に発信することで、協働の各主体と解決すべき課題を共有します。より多くの解決策が各主体から寄せられ、共有することで、より良い解決策を実現することが期待されます。

### 7 協働の主な効果

協働を推進することにより、市民生活の向上に加えて、地域活動の活発化や市民等の意識の向上をもたらし、地域力の向上や市のイメージの向上などが期待できます。また、各主体が、互いの特性をいかし合いながら連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

#### (1) 市民

新たな人との出会いが生まれ、生きがいつくりや自己実現の機会の拡大につながります。

また、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

#### (2) 地縁型活動団体

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

#### (3) 目的型活動団体

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。



#### (4) 教育機関

教育機関と地域等によるネットワークが形成され、様々な主体が児童・生徒・学生等の教育に関わることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。また、SDGs教育の一環として、地域に愛着を持つ児童・生徒を育てる機会となるとともに、学生にSDGs活動を実践する機会を提供することが期待できます。

#### (5) 事業者

地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズの把握、新たなサービス提供のきっかけとなります。さらに、社会貢献活動を行うことでブランドイメージや企業の評判が向上し、従業員の育成や、ホスピタリティの向上といった効果も期待できます。

#### (6) 市

多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高いサービスの提供が期待できます。

また、市民等と一緒にあって、地域課題の解決に取り組むことで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

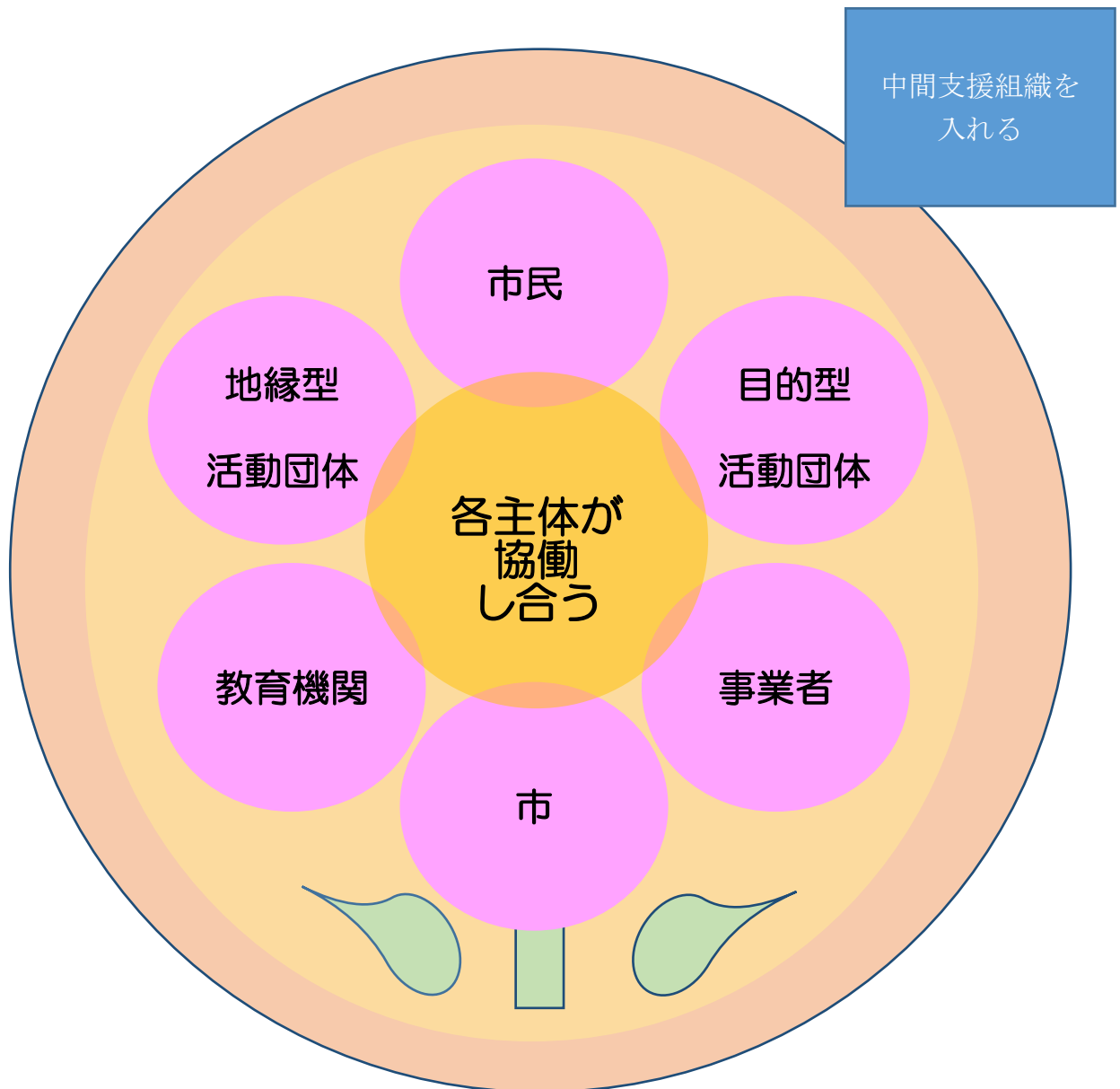
### 第3章 本市が目指す協働の姿

府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民等と市との協働だけではなく、例えば NPO 法人と自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、様々な主体間の協働の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みをいかし、連携・協力し合う市民協働を推進し、多くの市民が住みやすい、住んで良かったと思えるまちをつくっていきます。

#### 市民協働による府中市総合計画に掲げる都市像の実現

(第7次『きずなを紡ぎ 未来を 拓(ひら)く 心ゆたかに暮らせるまち 府中』)



## 1 市との協働に適している事業

協働は、よりよいまちづくりのための「手段」であり、したがって、「何でも協働すればよい」ということではありません。

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民等のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働への適性や協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、市と各主体が共通認識を持つことが大切です。

市との協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべきか、効果等を検討し、総合的に判断します。

### ア 性質上の視点

- (ア) きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- (イ) 専門性・先駆性が求められる事業
- (ウ) 広く市民等が参加することが求められる事業
- (エ) 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

### イ 効果の視点

- (ア) 市民等のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- (イ) 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- (ウ) 協働により各主体の特性がいかせるか。
- (エ) 総合計画や各種計画との整合性は取れているか。
- (オ) 経費は妥当か。

## 2 市との協働の形態

協働事業を実施するに当たっては、市と各主体がそれぞれの特性を相互に理解した上で、どのような事業形態が互いの特性をいかし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

また、協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります（次ページの図参照）。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

### ア 共催

事業やイベント等において、お互いの役割分担と責任を明確にした上で、各主体がともに主催者となって行う形態です。

#### イ 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや各主体のネットワーク等をいかし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

#### ウ 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

#### エ 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体が持っている特性をいかすことを目的に、主に市が実施している事業を、協働する意図を持った上で委託する形態です。

#### オ 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

#### カ 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、市が資金面で協力する形態です。

#### キ 政策形成過程への参画

市民等や各活動団体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

### 3 様々な主体間の協働の進め方

様々な主体が、多様な組合せによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。

このような様々な主体間の協働を推進していくため、市及び中間支援組織は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、様々な主体を協働へとつなぐための後方支援に努めます。一方、各主体においては、本市が目指す協働の姿や、その進め方等を意識して協働に取り組むことが期待されます。

市民等と市の関係性と協働事業の領域

| 市民等の責任と主体性によって独自に行う領域 | 市民等が主体となり、市が支援する領域   | 市民等と市がそれぞれ主体的に連携・協力する領域   | 市が主体となり、市民等の協力により行う領域  | 市の責任と主体性によって独自に行う領域 |
|-----------------------|--|---|--|---------------------|
| 【市民等の領域】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業協力（市民主催事業への市の協力）</li> <li>・補助</li> <li>・後援・協賛</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共催</li> <li>・実行委員会・協議会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託</li> <li>・事業協力（市主催の事業への市民の協力）</li> <li>・政策形成過程への参画</li> </ul> | 【市の領域】              |

市民等と市との協働の領域

※ 政治活動、選挙活動、宗教活動及び公益を害する活動は、市が協働する領域から除かれます。

※ 網掛け部分は、活動における市民等の関与の程度を示しています。

## 第4章 今後の協働の方向性

本市における協働をさらに推進していくため、市は今後、以下の方向性に従い取り組んでいきます。

### 1 市民協働に関する効果的な意識啓発

市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。

協働によるまちづくりを進めるためには、未来の協働の担い手となる若い世代にも、協働について興味を持ち、理解を深めてもらう必要があります。

若者がまちに興味をもったり協働について知ったりできる機会を創出し、未来の協働の担い手の育成を行います。

また、市民等が、身近な協働事例を知り、協働の楽しさ、メリット、やりがい、必要性を感じることができるよう、市は、協働事例や成果をPRします。これにより、他人事感や協働の敷居の高さを払拭し、誰でも、すぐ近くに協働があることを実感することができることを目指すとともに、やってみたいと思えるようなチャレンジをする機会を提供します。

### 2 職員研修の充実

職員が協働に対する理解を深め、意識向上を図れるよう、職員研修を充実します。

職員が協働に取り組む上で、研修により協働に対する理解を深めることは重要です。人事異動、新規採用や定年退職等による職員の入れ替わりもあるため、定期的に研修を行い、知識を再確認し、ブラッシュアップしていく必要があります。また、研修で得た知識を実践で活かせるよう、実践する取組も並行して進めていきます。

また、解決策を見出す際に、それらが社会にどのような影響や効果（インパクト）を与えられるかといった影響力を考慮して、解決までの筋道を立てるといった社会的インパクトマネジメントを意識して課題解決に取り組むことができる職員の増加を目指します。

加えて、協働に不慣れな職員でも、どのように進めていけば、市と市民等がWin-Winの関係になるためのポイントを記したマニュアルやフローチャートを作成するとともに、協働に関する契約や予算関係事務の整理を行うなど、職員が協働しやすい環境を整備します。

### 3 協働の拠点としての市民活動センターの活用

市民活動や協働の拠点である市民活動センターを活用し、市民主体のまちづくりを促進します。

市民活動センターは、市民活動及び協働の拠点施設として平成29年7月に開設しました。市民活動の場の提供、交流促進・ネットワーク構築、情報収集・提供、相談対応、学習機会の提供、協働の推進、助成事業、利用促進、事業実施のための連携等の機能を持っています。

協力者を探すツールの一つとして、市民活動センターが運営する市民活動ポータルサイト「プラnet」があります。提供・協力したい方と提供・協力してほしい方の両者をマッチングする機能のほか、ボランティア情報、活動団体の検索を行うことができます。市も、このプラnetなども活用し、マッチングができるようにします。

さらに、各課の職員も市民活動センター職員と、自然に相談・連携できるような関係性を築いていきます。

また、協働の拠点は、市民活動センターだけでなく、文化センターがあります。文化センター圏域ごとに組織されたコミュニティ協議会やわがまち支えあい協議会と市民活動センターとの連携も進めます。

市民活動センターを活用することで、身近な共通の困りごとに対し、複数の文化センター圏域が連携して、その解決策を持つであろう他者に働きかけることができれば、解決のスピードが上がります。それが解決につながれば、お互いの充実感も得られます。

加えて、市民活動センターを通じて、プレ関心層を関心層に取り込み、いつの間にか活動に参加している、という状態を目指します。「他人事から自分事に。」他人任せではなく、自分次第への転換を図ります。

#### 4 事業者・教育機関・NPO等の多様な主体との連携

自治会、市民活動団体、NPO、教育機関、事業者等の多様な主体との連携を拡充することで、地域課題を市と市民等が協働して解決する取組みを推進します。

多様な主体との連携を進めるためには、主体同士が知り合う機会が必要です。市民等が一堂に会し、知り合う機会を創出します。

また、地域課題を協働で解決するためには、各主体から協働での解決を目指している課題を集め、連携相手を募っていることを明確にする必要があります。課題提示から解決策の検討、連携相手のマッチングなど、地域課題解決のためにプラットフォームの整備を進めます。

#### 5 協働を促進する環境の整備

協働が効果的・効率的に行えるよう、環境の整備を図ります。

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな協働の手法等を研究・活用します。

市が民間企業など事業者と協働する場合は、公平性・公正性の観点から、なぜその事業者と協働するのかを明確にする必要があります。例えば、市から課題を

公表し、一定期間解決策を募集し、その解決策を提案した事業者と事業を実施するなど、その実施方法を検討していきます。併せて、事業者との協働協定の締結を通じて、なぜその事業者と協働関係を築くのかということを明確にします。

また、市と各主体との協働関係を示す契約手続き等の整理が必要です。他市の事例を参考に、「協働契約」の導入についても、検討していきます。

協働をより効果的・効率的に行うための様々な新しい理論や手法が提唱されているため、個々の課題に応じた適切な事業運営ができるよう、協働を進める際の手引書を準備する必要があります。

また、課題に迅速に対処するためには、クラウドファンディングや寄附など、市の予算を前提にしない事業構築を検討することも必要です。

## 6 コーディネート機能の拡充

協働を推進し、各主体や地域資源をつなぎ、事業成果を高めるための助言を行う、協働のコーディネーターや中間支援組織を育成する等、協働に係るコーディネート機能を拡充します。

協働の推進には、各主体間のコーディネート機能を有する中間支援組織の拡充が必要不可欠です。

また、中間支援組織だけでなく、コーディネートを行うことができる人材の育成も重要です。市民活動センターで市民のコーディネーター（つなぎすと）を養成するとともに、市においても「全職員協働コーディネーター化計画」に取り組みます。しかし、市の1200人を超える職員全員が、市民活動センターと同様に養成講座（全8回）を実施し、受講させることは現実的に不可能です。このため、協働コーディネーターに必要な知識を集約し、その知識を会得した職員を「協働サポーター（仮称）」に認定することで、全職員が、協働の担い手であり、かつ、協働のコーディネート機能を果たせるよう取り組んでいきます。